

# 不動産取得税の特例措置のお知らせ

東日本大震災により被災した農用地に代わる農用地の取得については、不動産取得税が軽減されます。

## 1 東日本大震災により耕作等が困難となった農用地の特例

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった被災農用地の所有者等が、被災農用地に代わるものと認められる代替農用地を、**平成 23 年 3 月 11 日から、平成 33 年 3 月 31 日まで**の間に取得した場合には、被災農用地の面積相当分の不動産取得税が軽減されます。

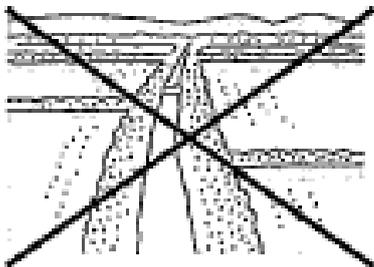
## 2 警戒区域内に所在する農用地の特例

警戒区域内（福島第一原発 20km 圏内）に所在する被災農用地の所有者等が、被災農用地に代わるものと認められる代替農用地を、**平成 23 年 3 月 11 日から、警戒区域設定指示の解除日から 3 ヶ月を経過する日まで**の間に取得した場合には、被災農用地の面積相当分の不動産取得税が軽減されます。

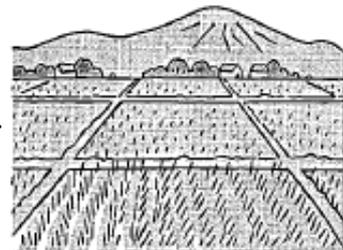
被災農用地

代替農用地

○震災により耕作又は養畜が困難



代替農用地の取得



○警戒区域内に所在→使用困難

被災農用地の面積相当分を控除

$$\text{※控除額} = \text{代替農用地の価格} \times \frac{\text{被災農用地の面積}}{\text{代替農用地の面積}}$$

## 手続き等

この特例措置の適用を受けるには申告が必要です。申告の際に必要な書類は次のとおりです。

- 印鑑（取得者等全員分のはんこ。認印で可）
- 被災農用地の面積・価格を証する書類  
（平成 23 年度固定資産評価証明書等）
- 農業委員会等が発行する被災証明書等  
（耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であることの証明書）
- 農業委員会等が発行する耕作証明書等
- 銀行等の口座番号・口座名義人が確認できるもの
- 直接の所有者以外の場合には、戸籍謄本または法人の登記事項証明書等

**詳しくは、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。**

## 不動産取得税に関するお問い合わせ先

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内6615 (直)017-734-9973	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内227・329 (直)0172-35-3519	〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内209・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内214 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内209・210 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内207・208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>

青森県・各地域県民局県税部

H23. 12. 21